

事務連絡  
令和2年2月3日

各訪問看護・訪問介護事業所 管理者 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

### 訪問看護師・訪問介護員への暴力・ハラスメント対策の実施について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、訪問看護師、訪問介護員が介護サービスの利用者等から暴力行為を受ける等、悪質な事案が報道されています。

このような事案を踏まえ、すでに取り組を進めている事業所もあると存じますが、改めて、利用者宅へ訪問する際に利用者との距離を適切に保つことができるよう、別添の取組事例も参照いただき、利用者向けの周知文書作成等、事業所として必要な対策の実施並びに職員への周知をお願いします。

また、本県として相談窓口の設置や暴力等対策マニュアル作成など暴力・ハラスメント対策に取り組んでおりますので、この機会に事業所管理者は、事業所内の暴力・ハラスメントのリスクマネジメントを適切に実施し、暴力・ハラスメントを予防できるように支援いただきますようよろしくお願いいたします。

#### 【参考資料】

- ・ 訪問看護師・訪問介護員が受ける暴力等対策マニュアル  
([https://www.hna.or.jp/for\\_nurses/n\\_visiting\\_nursing/against\\_violence/entry-1526.html](https://www.hna.or.jp/for_nurses/n_visiting_nursing/against_violence/entry-1526.html))
- ・ 訪問看護ステーションからのお願い(健和会訪問看護ステーション)  
(介護現場におけるハラスメント対策マニュアル(平成 31 年 3 月)(介護保険最新情報 Vol. 718))

兵庫県健康福祉部少子高齢局 高齢政策課介護基盤整備班 TEL 078-341-7711 (内線 2945) FAX 078-362-9470
---